

平成 29 年 3 月 3 日参議院予算委員会議事録

○委員長（山本一太君） 次に、松沢成文君の質疑を行います。松沢成文君。

○松沢成文君 無所属クラブの松沢成文でございます。

今日は、私が長年取り組んでおりますたばこ対策、受動喫煙防止対策について伺います。昨日とは違って、今日は、追及型、攻撃型の質疑ではなくて提案型、激励型の質疑を行いたいと思いますので、厚労大臣、よろしく願いいたします。

さて、もう私が参議院議員になってから三年間、何度も何度も国会の方で、もう受動喫煙は健康に被害があるということが証明されたわけだから、しっかりと国民の健康を守るために、そしてまた日本はたばこ規制枠組条約の加盟国でもあるから、国際的な基準の受動喫煙防止対策をきちっとやんなきゃ駄目だと、法律を作るべきだと訴え続けてまいりました。

そうしましたら、政府の方も動いていただいて、内閣官房に検討会をつくって、そして厚労省が中心となって、今回でいう健康増進法の改正案作りを進めていただいているわけであります。私は、今まで厚労省、厚労大臣がリーダーシップを取ってかなり頑張って法案作りをやっていただいているなって大変評価をさせていただいているんです。

さあ、その中で、ただ、こういう生活習慣を大きく改革するというのは難しいんですね。抵抗が物すごくあります。そういう中で、私も、もう八年前になりますけれども、神奈川県で受動喫煙防止条例を作ってきた。そのときには、やっぱり反発はすごかったです。もちろんたばこ産業関係者は猛反対、それから、民間の施設を規制しますので、サービス業の関係の方、飲食とか風俗営業とか、全部含めて、とにかくお客が減るとか営業がやっていけないって大反対です。そしてまた、難しいのは、これたばこが大好きな方もやっぱり感情的に、吸える場所がなくなるじゃないかって、こうやって反対する方多いんですよ。是非とも、大臣の下にも、大変だと思います、異論、反論、オブジェクションがですね。

ただ、私は、こうした規制法を作る場合に、実効性を高めるためには二つの絶対に外せない条件があると思っています。

一つは、公共的室内空間の原則禁煙方針というのを貫いて、堅持して、例えば分煙の拡大だとか適用除外というのをできるだけ避けることです。もうここは分煙でいい、ここは除外でいいと言ったら受動喫煙の実効上がるわけじゃないですね。これが第一。

そして二つ目に、実効性を上げるためにはしっかりと罰則を設けて抑止力を持

たせなきゃ駄目だと。そして、その罰則は飾りじゃ駄目だと。執行体制をきちっと整えて、何度注意しても守らない人はきちっと過料を払ってもらいますよという体制をつくっておかないと実効性が上がらないということなんです。神奈川県もその方針で作ってきたんだけど、十分なものではなかったんですね。

ですから、大臣に期待したいのは、今回の法律でこの二つの原則をきちっと追求して法案を作っていたいただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

○国務大臣（塩崎恭久君） 御指摘のように、健康増進法が平成十五年に受動喫煙防止の努力義務というのを施設の管理者に課したわけですね。自主的な取組を推進をしてきましたが、たばこを吸わない国民の割合が八割を超える中で、いまだ約四割の方が飲食店などの公共の場、ここで受動喫煙を受けているという現状がありますので、努力義務ではやはり不十分ではないかということだと思います。

そういう意味で、今年一月の安倍総理の施政方針演説の中で受動喫煙対策の徹底という言葉が入っておったわけでありまして、こういう中で、今御指摘をいただきましたけど、厚生労働省は、健康増進法の改正に関する基本的な考え方の案というのを一昨日公表をいたしました。

その具体的な内容につきましては、まず、プライベート空間は規制対象外ということでありまして、それとともに、公共の場については、しかし、施設や場所の性質を十分に考慮した上で限定した場所での喫煙、あっ、禁煙ということにするなど、言わば日本型分煙社会、これを目指しているところでございます。

実効性を担保することについての御指摘がありました。施設の管理者あるいは施設の利用者に対して、喫煙が禁止をされた場所で喫煙しないなどの義務に違反した場合に、都道府県知事等による勧告あるいは命令などを行っていただいて、過料を適用するという事としております。

さらに、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約、FCTC、この締約国として、我が国の対策がWHOにより最低レベルと今分類をされているわけでございますので、そのことをしっかり認識した上で、ICTCガイドラインにある公共の場の屋内禁煙の原則の立場に立った案というふうに認識をしているところでございます。

○松沢成文君 大臣、WHOの条約は禁煙を目指せなんです、分煙は駄目だなんですよ。ですから、我々も、オリンピックに向けて国際的なルールを作るのであれば、まずは原則は禁煙を目指すべきなんです。

日本型分煙社会と言っちゃうと、何か分煙がいいことみたく、イメージになっ

ちゃうんですね。ここだけは気を付けていただきたいなというふうに思います。

さて、その基本的な考え方の中で、職場というのはどう扱われるのか。事務所というのがあって、括弧職場と書いてあるんですね。でも、屋内的な公共空間で一番大事なものは、ある意味で職場ですよ。ですから、中小企業の職場なんかで受動喫煙で苦しんでいる職員の方はたくさんいます。職場は全部禁煙で持つていこうと、原則。それと、飲食店なんかでは、みんなお客さんが大事だって言うんですね。じゃなくて、従業員がいるんです。飲食店のフロアで働いている従業員の皆さんにとっては、フロアは職場なんです。だから、職場で受動喫煙防止を図るとしたら、飲食店なんかは原則禁煙にしないと、お客様だけじゃない、従業員を守れないということがあるんですね。

さあ、今回の法案では、これから正式に作っていくと思いますけれども、職場というのは基本的に全て禁煙が義務付けられるというふうに考えていいんですね。

○国務大臣（塩崎恭久君） 労働安全衛生法、これに基づいて、今、働き方の健康を保持、増強、増進する観点から、事業者に対して、働く方の受動喫煙を防止するために必要な措置をとるよう努めるという努力義務に今なっているわけでありす。

一方で、今回の受動喫煙防止対策の案では、公共の場所、すなわち多数の者が利用する施設を対象としております。したがって、当該施設の管理者に対しては、喫煙禁止場所の表示等の義務を課して、利用者に対しては、そこでの喫煙を禁止をするというものでございます。通常のオフィスについては、今回の規制対象となる多数の者が利用する施設、これに該当するということでもありますので、屋内では原則禁煙ということになるわけでございます。

○松沢成文君 職場は原則禁煙になるということです。

さあ、そうなりますと、問題は私たちが使っている議員会館であります。議員会館はこれ職場ですよ、事務所でもありますね。ですから、ここは原則禁煙になる。ですから、議員会館で働く議員の方、秘書の方は、議員会館の中ではたばこを吸えなくなるわけです。ですから、その場合は、各階に一か所だけ用意してある喫煙所がありますね、あそこでしか、秘書を含めて議員も吸えなくなるということによろしいんですね。

○国務大臣（塩崎恭久君） 今御指摘をいただいたように、今回お示しをしております基本的な考え方の案、これにおきましては、公共の場所、すなわち多数の者が利用する施設を規制対象としつつ、施設やその場所の性質を十分に考慮して喫煙を禁止する場所を設定をしております。

したがって、事務所あるいは劇場などのサービス施設、これについては屋内の禁煙ということで、喫煙専用室の設置を認めることとしているわけでありまして、議員会館につきましては、議員や秘書の皆さん方がそれぞれの個別の政策立案等のために用いる施設でありますので、通常のオフィスと同様の性質を持つというふうに考えますので、事務所に該当すると考えられ、屋内禁煙で喫煙専用室の設置が認められるということの整理だというふうに思います。

○松沢成文君 じゃ、今まで自分の部屋だと思ってたばこを吸っていた議員さんもそこでは吸えなくなる、喫煙室に行かなければ駄目だということですね。多くの秘書さんたち喜ぶと思います。

もっと考えると、大臣、ちょっとこれは通告していないので大臣の感想でいいんですけども、議員会館というのは官公庁じゃないんでしょうか。まあ、官公庁の定義というのは分からないんですけども、実は議員会館の修理は国土交通省の何か営繕部がやるんですね、あっ、官公庁営繕部がやるんです。ですから、議員会館も官公庁というふうにも考えられます。そうすると、建物内禁煙なんですよ。ですから、お役所として、これは喫煙室も認められなくなる、そうすると各階にある喫煙室も五年以内には撤去をしなければならなくなるということにもなるんですね。

ビルごと絶対にたばこは吸えない、そういうふうにも考えられるんですが、大臣、私の考えについてはどう思いますでしょうか。

○国務大臣（塩崎恭久君） 先ほどお示しをした整理を今私どもはしておりますて、先ほど申し上げた事務所や劇場等のサービス施設と並びで、やはり通常のオフィスと同様の性質を持つということで、私どもの今の段階では事務所に該当するというふうに考えておりますので、屋内禁煙、そして喫煙専用室の設置が認められるという整理を今しているところでございます。

○松沢成文君 まあ官公庁の範囲には入らないのかもしれませんが、今後検討をよろしくお願いします。

ちょっと飛びますけれども、今回の法案ができるですると、屋内は原則禁煙になるわけですね。やっぱり一番たばこを吸う方が苦言を呈するのは、今、外が禁煙になっているところ多いと。例えば港区はそうですけれども、あと各自治体で駅前とか繁華街はもう外を禁煙にしちゃっているんですね、路上喫煙防止条例みたいな形で。それで、今回、国の法律で屋内の公共的なところ、飲食店なんかも含めて禁煙になると、たばこを吸う人は屋内も駄目、屋外も駄目、どこも吸えないじゃないかと、俺らは町から出ていけということかと、こういう被害者意識が

強くなりますよね。

さあ、そこで重要になるのは、今回の考え方にも書いてありますが、屋外に喫煙所をつくってあげるということです。屋内は吸えないんだから外に行って吸ってきてください、そのときにはちゃんと禁止区域でも喫煙所がありますよという体制をつくってあげないと、確かに喫煙者かわいそうだし、あと飲食店なんかも困ると思うんですね。そこは私も分かるんです。

さあ、そのときに、喫煙所を駅前なんかにはたくさんつくっていくときに、これを地方自治体の負担でやらせたら大変なことになります。新宿区なんか恐らく何十か所つくっていかなきゃいけないでしょう。ですから、この負担を是非ともたばこ会社にお金を出させるという仕組みをつくったらどうでしょうか。

たばこ会社は規制が強まると消費が落ちて営業が厳しくなります。だから、少しでもたばこを吸ってもらう人は守りたいんですね。ですから、たばこ会社に出させる。実は今JTがかなりやっているんですよ。そうやって、そういうルールを作るふうにやった方が私はうまくいくと思うんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣（塩崎恭久君） 今、屋外での喫煙の問題について御指摘を今私どもも確かにいただいております。外では吸えないじゃないかと、中も外も駄目なのかというようなことでお話をいただいているわけでありましてけれども、現在、市区町村の中に路上喫煙を条例で規制をしているところは確かにあります。ありますし、厚生労働省の案では、屋内でも屋外でも喫煙できなくなる、厚生労働省の今お示ししている考え方だと、屋内でも屋外でも喫煙できなくなるじゃないかという懸念をお示しをいただいているわけでありましてけれども、この条例に関しては、市区町村は全体の一部でございます。

その一部の市区町村の中を更に見てみますと、その中でも規制の内容は、単に立ち止まれば喫煙できるものとか、あるいは携帯灰皿で喫煙ができるものなど、いろいろ幅があって様々でありまして、例えば港区、これは、屋外を含め指定喫煙場所以外の公共の場所での喫煙を条例で禁止する一方で、屋内と同等の設備を有する屋外設置の喫煙所というのを設ける者には設置費あるいは維持管理費を助成をする制度があるというふうに承知をしているわけでございます。

今御指摘いただいた屋外での指定の喫煙所の整備については、こうした制度を設けている自治体の声もお聞きをしながら、国の規制との調和が取れるように必要に応じて対応を検討してまいりたいと思っております、今のたばこ会社の案については、御提案として受け止めておきたいというふうに思います。

○松沢成文君 これはちょっと専門的なことなので、政府委員の方でもいいんで

すけれども、最近どんどんはやってきている加熱式たばこですね、これに対する健康影響も指摘されていて、恐らく厚労省も健康の影響があるかどうか調べていると思うんですが、これも今回、受動喫煙防止対策の法案の規制対象に含めるんでしょうか。いかがですか。

○政府参考人（福島靖正君） お答えいたします。

受動喫煙は、他人の健康に影響を及ぼす煙を生ずるたばこにより起こるものでございまして、今般の案はこれを防ぐための規制を行おうとするものでございます。製造たばこにつきましては、喫煙用、かみ用、嗅ぎ用、これに区分されておりますけれども、私どもとしては、煙が発生しないかみ用、嗅ぎ用、この製造たばこは規制対象外とする一方で、紙巻きたばこや葉巻などの喫煙用の燃焼により使用する製造たばこ、これにつきましては、受動喫煙の健康影響が科学的に明らかであることから、規制対象にすることとしております。

一方、今御指摘のその燃焼以外の方法により使用する製造たばこ、最近売り出しておるものでございますけれども、これらについては、これらの主流煙、副流煙の成分を分析した結果、従来の紙巻きたばこに比べまして低減は見られるものの、タール等の発がん性物質等の有害物質が検出されております。ただ、その受動喫煙の健康影響についてはまだ現時点では科学的知見が明らかでないために、速やかに研究を進めまして、改正法が成立した暁には、施行の時点までに規制の対象とするかどうかを判断していきたいと考えております。

○松沢成文君 財務大臣おりますので、一点だけお聞きします。

たばこ規制を強めると、どうしてもたばこの消費が減りますから、たばこ税が減ってきます。やはり国の財政、大変厳しいわけですから、たばこ税増税したらどうでしょうか。たばこ税を増税すれば税収も上がるし、そして、たばこを吸う人はたばこの値段が高くなるからぐっと減ってきます。これ、一挙両得なんですね。財務大臣としていかがお考えでしょうか。

○国務大臣（麻生太郎君） 余り考えたことはありません。

○松沢成文君 まあ、それは、財務大臣、怠慢ですよ。財務大臣だったらそれぐらいのことをいつも考えて、しっかりと大臣の職を務めていただきたいと思えます。

最後に、厚労大臣、これから恐らく大政党の中では様々議論が始まります、この法案に対して。先ほど言ったように、もう反対論、異論、反論、オブジェクション、ばんばん出てきますよ。そのときに、最終的に私は方向を決めるのはやっぱり厚労大臣のリーダーシップ、信念だと思っているんですよ。厚労大臣……

○委員長（山本一太君） 松沢君、時間が終わっていますので、まとめてください。

○松沢成文君 ええ。

これは、国民の健康のため、そして、日本がオリンピックを迎えても国際社会に恥ずかしくないきちっとした健康社会をつくっていくために、大臣のリーダーシップに懸かっています。大臣、自民党の厚労部会や……

○委員長（山本一太君） 時間が終わっています。

○松沢成文君 政調会に出て行って、大臣、しっかりと説得していただきたいんですが、決意はいかがでしょうか。

○委員長（山本一太君） 塩崎大臣、時間終わっていますので、簡潔にお願いします。

○国務大臣（塩崎恭久君） はい。

しかしながら、ちょっと大事なことを一つだけ、一つ……

○委員長（山本一太君） 短くお願いします。

○国務大臣（塩崎恭久君） ええ。

今、WHOの調査では、四十九か国が飲食店も含めた公共の場を屋内完全禁煙にしております、中国北京以降のオリンピック開催国や開催都市、すなわち、カナダ、英国、ロシア、ブラジルでは大小問わず全ての飲食店で屋内禁煙となっています。

○委員長（山本一太君） 塩崎大臣、短くお願いします。まとめてください。

○国務大臣（塩崎恭久君） 売上げの問題というのを非常に気にされているのでありますが、このWHOの調査によっても、ほとんど規制をしても経営には影響がなく、中には売上げが増加しているという国もあるということで、したがって、これから私ども厚労省としては、政務三役を始め職員挙げてこの受動喫煙の禁止の問題については、規制の問題についてはしっかりと御理解をいただけるように、そしてまた、飲食店の皆様方にも御不安を与えないようにしながら説得をしっかりとやって行って、このオリンピック・パラリンピックを迎えても恥ずかしくない国としてやっていけるようにしたいと、こういうふう考えておるところでございます。

○松沢成文君 頑張ってください。終わります。

○委員長（山本一太君） 以上で松沢成文君の質疑は終了いたしました。（拍手）